

差別解消法施行に伴う宇部市の取り組み

1 市職員が適切に対応するために

(1) 宇部市職員対応要領の策定 (平成 28 年 2 月)

<内容> 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、監督者の責務
相談窓口、相談等処理結果の第三者機関による検証、研修と啓発

(2) 情報バリアフリー化の手引きの改定 (平成 28 年 2 月)

(3) 職員研修の実施

2 「障害者差別相談窓口」の設置 (平成 28 年 4 月)

場 所：宇部市障害福祉課 社会推進係

受付内容：市職員による障害を理由とする差別的取扱い

市職員による合理的配慮の不提供

市内の事業所などで発生した障害を理由とした差別的取扱い

3 「障害者差別解消支援地域協議会」の設置 (差別解決のための取り組み)

メンバー：大学、医師会、弁護士会、人権擁護委員協議会、社会福祉協議会

当事者団体、事業者、ハローワーク、タクシー協会、バス事業者、

自治会連合会、民生委員、警察署 等

活 動：差別事案の共有と取組の分析

差別解消の取り組みの周知や障害特性理解の啓発

開催実績：第 1 回目 平成 28 年 2 月、第 2 回目 平成 28 年 6 月

4 市施設のバリアフリー化工事の実施 (今後計画的に実施)

シルバーふれあいセンター等への点字ブロックの設置

ふれあいセンター等への多機能トイレの設置

5 民間事業者のバリアフリー促進

店舗等のバリアフリー改修助成金制度

6 市民の障害者理解を促進

市職員による差別解消講座の実施 (出前講座)

学校での障害者理解講座やふれあい活動を助成

企業等が実施する障害者理解講座を助成

障害者差別事例集の作成